

オープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA (以下、「本施設」という)は、別途定めるオープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA 施設利用規約 (以下、「施設利用規約」という)に掲げる利用者区分におけるイベント利用者の利用、イベント利用者が利用する権利を有する範囲及び株式会社きらぼし銀行 (以下、「本施設管理者」という)とイベント利用者との間の権利義務関係に関し、次の通り利用規約 (以下、「本規約」という)を制定する。イベント利用者は、本規約に加え、施設利用に際して施設利用規約も遵守するものとする。別段の定めがない限り、施設利用規約で定義された用語については本規約においても同じ意味を有するものとする。

「オープンイノベーション拠点 KicSpace HANEDA」の表示

名称： KicSpace HANEDA

本施設管理者：株式会社きらぼし銀行

所在地：東京都港区南青山 3-10-43

## 第1条 (イベント主催)

### 1. 利用の流れ

- (1) イベントの主催を希望する者 (以下、「申込者」という)は、本施設管理者が定める方法により、イベント主催の申込みを行う。
- (2) 本施設管理者は、申込者に対し、イベントの内容等の審査を行う。
- (3) 本施設管理者の審査によりイベント主催が認められた場合、受付が完了となり、予約が成立する。  
本施設管理者は、前号に定める審査を行った場合には申込をしたイベント主催者に対して本施設管理者所定の方法によりその結果を回答する。なお、審査内容や結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (4) イベント主催が認められた場合、申込者はイベント主催者として本規約に則りイベントを開催することができる。

### 2. イベント主催の申込みの受付時期

本施設管理者は、原則主催するイベントの利用開始日の6か月前から1か月前の期間に利用申込みを受け付ける。

### 3. イベント主催の申込みの審査

本施設管理者は、申込みのあったイベントが以下の開催概要に合致するか等を審査する。

社会課題、金融、先端技術等をテーマにしたセミナー・勉強会及び地域とのふれあいイベント等

### 4. イベント主催者の管理義務

- (1) イベント主催者は、イベント主催の申込みの申請をした内容の範囲内でイベントを実施しなければならない。
- (2) イベント主催者は、イベントの主催において、予め設営・撤収の担当者を設定し、本施設管理者に対して書面で担当者に係る本施設管理者の所定事項を報告しなければならないが、当該担当者はイベント主催日に本施設管理者より電話で連絡がつくようにしなければならない。
- (3) イベント主催者は、申請した時間通りに設営・撤収が執り行われるよう管理・運営をしないといけない。
- (4) 本施設管理者が認めた本施設内におけるイベントに関しては飲酒を禁止しないが、この場合であっ

ても適用法令（法律、条例、ガイドラインを含む。以下同じ）に則り、20歳未満の者の飲酒は厳禁とする。

- (5) イベント主催者は、イベント主催に当たり関係公官庁への許可申請や届出等が必要な場合には、事前に本施設管理者の書面による同意を得なければならない。また、主催者は、イベント主催日の本施設の前営業日までに必要な関係公官庁への許可取得や届出等の手続を完了しなければならない。
- (6) 本施設管理者又は本施設の指定する者は、イベントの準備・開催・撤収その他事項についてイベント利用者に対して利用状況を確認、調査できる権利及びイベントに立ち会う権利を有しており、イベント利用者はこれを確認及び同意し、かつ、当該確認・調査に応じなければならない。

## 5.撤収完了

イベントの終了後は、原状復帰をしたと本施設管理者が認めたことをもってイベントの撤収完了とし、この場合に利用が終了する。

## 第2条（イベント主催者都合の予約変更・取り消し）

### 1.変更・取り消しの連絡

イベント主催者は、予約成立後、イベント主催者の都合により、利用日、時間等を変更する場合、遅滞なく本施設管理者まで申し出なければならない。本施設管理者は変更内容を審査し、イベントの主催の可否や内容を判断する。イベント主催者は、予約の変更内容によっては本施設の利用が認められなくなる可能性があることを承諾したものとする。また、イベント主催者は、予約を取り消す場合には、開催予定日の3週間前までに所定の方法により本施設管理者まで申し出なければならない。

### 2.会場利用のキャンセル料

本施設管理者／イベント主催者との別段の合意がない限り、本施設管理者は予約の変更、取り消しに係るキャンセル料その他費用を申し受けない。

### 3.その他サービス料金のキャンセル料

本施設保有の附帯設備・備品利用料金、ケータリングサービスなど、本施設から外部依頼の設備・備品、サービス料金に関しては、取り消し時期にかかわらず、キャンセル料をイベント主催者より申し受ける場合がある。

## 第3条（本施設管理者都合の予約変更・取り消し）

### 1.変更・取り消しについての同意

イベント利用者は、予約の成立後、当建物、本施設の管理上その他の都合により、やむを得ず本施設の予約内容の変更、取り消しをする可能性があることを予め確認し、かつ、同意したものとする。

### 2.予約の変更・取り消しに関する損害賠償

本施設管理者は、前項に定める予約内容の変更、取り消しによりイベント利用者及び関係者に生じた損害については賠償しない。

## 第4条（その他事項）

### 1.準拠法及び合意管轄

本施設管理者及びイベント利用者は、本規約の準拠法は日本法とすることに合意する。本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 2.解釈の疑義に対する誠意ある対応の義務

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、本施設管理者及びイベント利用者は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとする。

### 3.不可抗力による規約の消滅

天変地異その他の本施設管理者及びイベント利用者の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本規約は終了する。これにより本施設管理者又はイベント利用者の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとする。

#### 4.本規約の改定

本規約は本施設管理者の都合により、内容が変更されることがある。なお、変更の際には、本施設管理者からイベント利用者への通知や掲示等を行うが、通知や掲示忘れ等の本施設管理者に過失がある場合を除き、本施設管理者は変更に伴う責任を一切負わない。

以上、利用者は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、本施設管理者が円滑に運営を行えるように本施設管理者及び利用者相互と協力し合うものとする。

2021年11月30日

東京都港区南青山3-10-43

株式会社きらぼし銀行

2021年11月30日：施行